

教職員の再任用について必要な交付税措置を求める意見書

年金の制度改革により、来年3月の定年退職者から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることとなり、政府は60歳の定年以降も働き続けることを望む全ての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務付け、本年4月からは改正高年齢者雇用安定法が施行されています。

公務員に関しても、本年3月26日、政府は国家公務員の雇用と年金の接続について、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとして、確実に接続することを閣議決定しました。文部科学省もこれを受け、教育公務員の雇用と年金の接続に係る留意事項について通知し、適切な対応を都道府県教育委員会に求めているところです。

しかしながら、財政的に厳しい道府県では困難な状況にあり、再任用制度の運営と若年層雇用が適切に行われる必要があります。

よって、国におかれましては、北海道をはじめ財政支援を必要とする道府県に対し、希望する全ての教職員の再任用について、交付税等の追加措置を講じるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月12日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣